

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月27日

香川県中讃土地改良事務所長 木村 英生

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度香川県仲多度合同庁舎清掃及び建築物環境衛生管理業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

なお、今回の落札決定に当たっては、最低制限価格を設定しています。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月19日午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：chusantochikai@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年2月27日から令和8年3月5日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号765-0014

香川県善通寺市生野本町1-1-12
香川県中讃土地改良事務所総務課 庁舎管理担当
電話番号0877-62-0752
FAX 0877-63-3506

なお、郵送により交付を希望する場合は電話で請求するものとする。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月5日午後5時までに4に示した場所に対し文書で行うこと。問い合わせ文書には、会社名・担当者名・担当者所属部署名・電話番号・FAX番号（担当者の個人連絡先等は不可）を明記すること。

回答は、令和8年3月10日までに、4に示した場所において閲覧に供するとともに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者にFAXで回答する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出期間

令和8年3月17日 午後4時から 令和8年3月19日 午後4時まで

(2) 開札の日時

令和8年3月23日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県中讃土地改良事務所総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月12日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月17日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付されている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (6) 令和3年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の施設（清掃対象延べ面積については、3,000㎡以上のものに限る）において、当該入札の内容と同程度以上の契約の履行実績が通算2年以上あり、かつ、これらを誠実に履行した実績を持つ者であること。
- (7) 本公告日現在、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号により建築物環境衛生総合管理業の登録を都道府県知事に受けている者であること。
- (8) 本店、支店又は営業所に従業員が常駐し、県担当者からの臨時清掃依頼等への対応が1時間以内に可能であるなど、適切かつ迅速に受託業務を履行しうる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入している者であること。（加入義務のないものを除く。）

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(6)～(9)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月12日午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。確認申請時に、説明書類や役員一覧等の電子ファイルを添付しても書類を提出したことにはならず、審査の対象とはならないため注意すること。

名簿への掲載状況、提出された書類等を確認、審査した結果、当該業務を適切かつ確実に遂行できると認められた者に限り入札の対象とする。審査の結果は、令和8年3月17日までに電子入札システムにより通知する。入札参加資格が認められ、入札を行った後に、提出された資料の内容が真実ではないと判明した場合には、下記11のとおり、入札参加資格のない者のした入札として入札は無効とする。

(2) 入札参加資格確認資料

①入札参加資格確認申請書

②会社情報(会社所在地(香川県内の本社又は本店)、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先(常駐事務所の住所、電話番号)、令和5年4月1日以降における行政指導等処分の有無(清掃関係法令、労働関係法令、入札・契約関係など)

③業務責任者(氏名、経験年数、担当した建物とその従事年数、取得資格(ビルクリーニング技能士などの清掃関連資格)

④組織体制(本業務に対応する県内事務所(本支店、営業所等)の体制(常駐従業員の人数、臨時の清掃対応が可能な者の人数))

⑤役員一覧

⑥清掃及び建築物環境衛生管理業務受託実績(対象建物、対象面積、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先)

ただし、令和3年4月1日以降の受託実績に限る。(契約書の写し等を添付してください。)

⑦誓約書

⑧建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号により都道府県知事の登録を受けていることが確認できる書類(建築物環境衛生総合管理業登録証明書等)の写し

⑨主たる営業所(本社、本店)の写真(以下のもの全て)

・建物の全景(テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板)

- ・屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
- ・営業所の内部（事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務備品及び書類の保管状況が確認できるもの）

⑩主たる営業所（本社、本店）付近の略図（営業所訪問ができる程度に詳細なもの）

⑪社会保険等への加入状況が確認できるもの

ア 労働保険に加入していることがわかる公的書類の写し（下記に例示するいずれかで、直近の支払がわかるもの）

（例）

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書（領収印があるもの）
- ・納付書（領収印があるもの）
- ・領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書
- ・労働保険料等納入証明書 等

※加入義務がない場合は、労働保険に加入義務がないことについての申立書

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることがわかる公的書類の写し（下記に例示するいずれかで、直近の支払がわかるもの）

（例）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納入告知書 納付書・領収書（領収印があるもの）
- ・社会保険料納入確認書 等

※加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入義務がないことについての申立書

なお、社会保険等に加入義務がないことについての申立書については、別添様式を使用すること。

(3) 入札参加資格確認申請期間

令和8年2月27日から令和8年3月12日午後3時まで

（書類提出は開庁日の午前8時30分から午後3時までの時間帯に限る。）

(4) 入札参加資格の有無については、提出された書類の内容を審査して判断するため、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したことにはならないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は、電子入札システム上にて通知する。

なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加できない。

14 落札者の決定方法

(1) 規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者による電子くじにより落札者を決定する。

(3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 落札決定者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

(4) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が発生する。